期　間　平成二十八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。
区　域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間
(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十七号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年四月二十二日
防衛大臣　中谷　元
期　間　平成二十八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間
(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十八年四月二十二日
防衛大臣　中谷　元
期　間　平成二十八年五月一日から同年六月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。
区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月二十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法
国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律

議案受領

四月二十日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。
国立大学法人法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月二十日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案
又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

質問書提出

四月二十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
大学等における英語授業の外部化に関する再質問主意書（阿部知子提出）
大型航空機の衝突を想定した原子力発電所のテロ対策に関する質問主意書（逢坂誠二提出）
鉄軌道計画の本格スタートに向けた政府の支援や取り組みに関する再質問主意書（仲里利信提出）

議事日程

四月二十一日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第十六号
平成二十八年四月二十一日（木曜日）
午後一時開議
第一　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
第五　独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　児童扶養手当法及び国民年金法の一部を改正する法律案（初鹿明博外七名提出）
第八　児童扶養手当法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第九　刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（第百八十九回国会、内閣提出）
第十　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第十一　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

参議院

議案受領（予備審査）

四月二十日衆議院から次の議案が送付された。
労働基準法の一部を改正する法律案（井坂信彦外六名提出）（衆第二七号）

議案送付

四月二十日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
国立大学法人法の一部を改正する法律案

議決通知

四月二十日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法案
また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律案

質問主意書転送

四月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。
政府が集団的自衛権の行使を認める中での毒ガス等の化学兵器、細菌・ウイルス等の生物兵器といった大量破壊兵器の使用の憲法解釈に関する質問主意書（白眞勲提出）（第一〇一号）
高年法に関する質問主意書（大久保勉提出）（第一〇二号）